

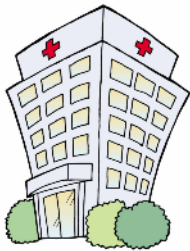
# 交通事故相談所をご利用ください

交通事故解決のしくみはこうなっています

## 交通事故発生

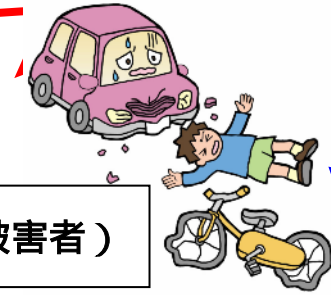
被害者の救護  
119

警察署へ事故の届出  
110



医療機関

当事者（被害者）



相談・助言等



話し合い

当事者（加害者）

相談・助言等

### 滋賀県立交通事故相談所

1. 大津本所

Tel: 077-528-3425

Fax: 077-528-4918

2. 彦根分室

Tel: 0749-27-2230

示談不成立

訴訟

裁判所

簡易裁判所

自動車保険（共済）

自賠責保険（共済）

示談成立

公正証書にする

示談書作成

判決

和解成立

訴訟

不成立

成立

損害賠償金受渡（解決）

もし、交通事故に遭ったら

1. 負傷者の救護をしましょう。
2. 小さな事故でも警察に届け出ましょう。
3. 必ず医師の診断を受けましょう。
4. 相手の住所、氏名、車両番号を確認しましょう。
5. 損害賠償（請求・支払）等については、早くしっかりした機関に相談しましょう。